

緊急事態措置延長に関する対応

島根県対策本部決定

1. 緊急事態措置を講じる区域

県内全域

2. 緊急事態措置の実施期間

令和2年4月16日(木)から5月31日(日)までの46日間

3. 緊急事態措置の内容（5月7日以降）

県民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の4点を要請

- (1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること
- (2) 現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室）等については、年齢等を問わず、外出を自粛すること
- (3) 「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛すること
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること